

中国における小額保険と農村保険市場について

目次

- | | |
|--------------------------|-----------------------|
| I. はじめに | IV. 小額保険を販売するその他の保険会社 |
| II. 小額保険の普及に向けた政府の支援 | V. 小額保険の現状と課題 |
| III. チャイナライフ社の小額保険への取り組み | VI. まとめ |

副主任研究員 水野 通雄

要約

損保ジャパン総合研究所では、昨年、世界の貧困地域で提供されるマイクロインシュアランスを紹介したが¹、本稿では中国における小額保険（マイクロインシュアランス）普及のための積極的な取り組みの概要を報告する。

中国は都市と農村の所得格差が大きく、特に農村の貧困解消が重要な政策となっている。中国保険監督管理委員会（CIRC）は貧困からの脱出を目指す低所得者層の生活の安定を図るための手段として、2008年に小額保険を導入し、被保険者数は政府の奨励のもと急速に増加している。中でも従来から農村に幅広い販売ネットワークをもっていたチャイナライフ社が傷害保険の団体契約を中心に販売実績を伸ばしており、小額保険市場の9割以上を占めている。小額保険をきっかけに、農村住民は保険とのかかわりを持ち始めており、その必要性が認識されることによって、所得の向上とともに保険市場が拡大していくことが期待される。

I. はじめに

中国では、都市と農村の所得格差が大きな社会問題となっている。2007年秋に開催された中国共産党大会（第17回党大会）では格差拡大が懸案となり、この問題の解決に向けた「和諧（わかい）社会²」の政策が打ち出された。「和谐社会」とは調和のとれた公平・平等な社会を指す。とりわけ、都市の発展に比べ立ち後れた農村の立て直しが喫緊の課題となっており、農村の社会インフラを整備することが今日の重要な政策となっている。

格差を是正する国策に対応し、中国保険監督管理委員会（CIRC）はマイクロインシュアランスを通じて農村住民の生活リスクを軽減するなど貧困問題の解決に取り組み始めた。本稿では、2008年に中国で導入され、農村で展開されたマイクロインシュアランスについて焦点をあて、政府の普及促進政策とこれに呼応する保険会社の取り組みについて紹介する。

なお、中国語ではマイクロインシュアランスについて「小額保険」と訳しているため、本稿では中国のマイクロインシュアランスを「小額保険」と表す。

¹ 「損保ジャパン総研レポート」 Vol.59 「マイクロインシュアランスへの期待と展開」（2011年9月）

² 中国共産党において各階層間で調和のとれた社会を目指す標語として2004年から使われ始めた。

II. 小額保険の普及に向けた政府の支援

1. 政策導入に向けた CIRC の事前調査

小額保険の導入にあたり、中国はまず海外の経験を取り入れるべく、国際機関との連携をとっている。2007年4月、CIRCは保険監督者国際機構（IAIS）、貧困層支援諮問機関（CGAP）に加盟し、これらの機関と共同で The IAIS-CGAP Joint Working Group を設立し、中国における小額保険の導入に向け研究を進めた。

その後、CIRCは中西部の8省、432村を対象にしたアンケート調査を行い、農村の事情と保険に対するニーズを次の通り確認している。なお、アンケート調査は保険の販売員（個人代理人）を通じて行われ、公務員、金融機関職員がいる農村家庭は調査の対象から外している。

CIRC が実施したアンケート調査結果

1. 中西部の農村は核家族化しており、所得水準が低い。危険な職業に就く出稼ぎ労働者が多く、家庭のリスクコントロールが脆弱である。

農村家庭の80%が主に3～5人の核家族となっており、その内、子供を2人までとする計画出産政策³に従った4人家族が36.8%を占めていた。耕作によって生計を営む農村家庭が47.8%を占めており、出稼ぎ労働者に依存する農村家庭が25.2%を占めていた。2007年の1人あたりの平均年収では、81%が4,000元（6.2万円）未満であり、69%が3,000元（4.6万円）未満であった。

2. 中西部の農村では保険料とサービス内容が原因で保険の普及が遅れている。

保険のことを聞いたことがあると答えた農村家庭は78.9%を占めたが、保険に加入したことがある農村家庭は29.8%に過ぎなかった。保険に加入しない理由としては、「保険料が高い」が55.2%、「自分にあった商品がない」が12.4%、「保険のサービスが不十分」が12%弱を占めた。

3. 中西部の農村では小額生命保険に対するニーズが強い。

「家族の事故」に不安を持っていると答えた農村家庭が45%、次いで「子女の教育」、「家族の疾病」に不安を持っていると答えた農村家庭がそれぞれ20%を占めた。農村家庭ではこのようなリスクへの対策として、まず保険を取上げており、貯蓄がそれに続いた。最適な保険料は年50～100元（約770～1,550円）であり、万一の保障は数万元の保険金を望んでいた。

（出典）CIRC「中国保監会有関責任人就下発《关于印发〈農村小額人身保險試点方案〉的通知》答記者問」
2008年6月23日より編集

³ 各地の条例（人口与計劃生育條例）により異なるが、農村では一定の条件のもとで第2子を出産することがほとんどの地域で認められている。

なお、このアンケート調査で述べている年収基準について補足すると、平均年収の4,000元はドルに換算して、1日あたり1.25ドルに相当し、世界銀行が定める貧困ラインに沿ったものになっている。この調査の時期と同じ2007年の統計によると、中国全体で1世帯あたりの年間純収入が4000元以下の農村家庭は55.7%を占めていることから、CIRCのアンケート調査はより貧困層の割合が高い地域で行われたことが伺われる。

2. 奨励政策の導入

2008年6月、CIRCはこれまでの研究・調査を元に「農村小額人身保険試行実施方案⁴」という通達を発し、農村において小額保険の加入を促進する政策を開始した。この通達の前文には、「我が国、農村地区における保険の供給不足の問題を改善し、農村地区における保険の加入を促進させ、和諧社会に合った保険サービス、新しい農村の建設に向けた力量を高めるため本方案を制定する」とある。

通達の名称には「人身保険」という表現が使われているが、これは生命保険、傷害保険、医療保険をあわせた人保険を指す。当初、CIRCでは農業保険も含めて小額保険の導入が検討されていたが、最終的には実施方案を施行するCIRCの担当が生命保険部門を管轄する人身保険部となったため、中国が導入した小額保険は人保険を対象とした⁵。

中国では新しい法令を施行する場合、まず地域を限定してパイロット地区を設け、そこで試験的に導入してから、その実績をもとに全国に拡大することが多い。これは中国が日本の26倍の国土を持ち、中央の統制が地方に届きにくいことが背景にある。小額保険の導入においても、CIRCは貧困層の割合が高い中西部をパイロット地区として選定し、そこで試験的な推進を行いながらその効果を確認しようとした（《図表1》参照）。

当初、パイロット地区として四川省、山西省、黒龍江省など中西部の9省が指定された。パイロット地区は省全体が指定されるが、実際に政策が施行される地域はその内の農村地域、県クラス以下の行政区（《図表2》の点線囲みの部分）となり、都市部は対象に含まれていない。また、前記の実施方案では生命保険会社の指定はないが、県政府の通達では国の政策に協調する国有保険会社を指定することが多く、ほとんどの県ではチャイナライフ社（中国人寿保险股份有限公司）が指定されている。

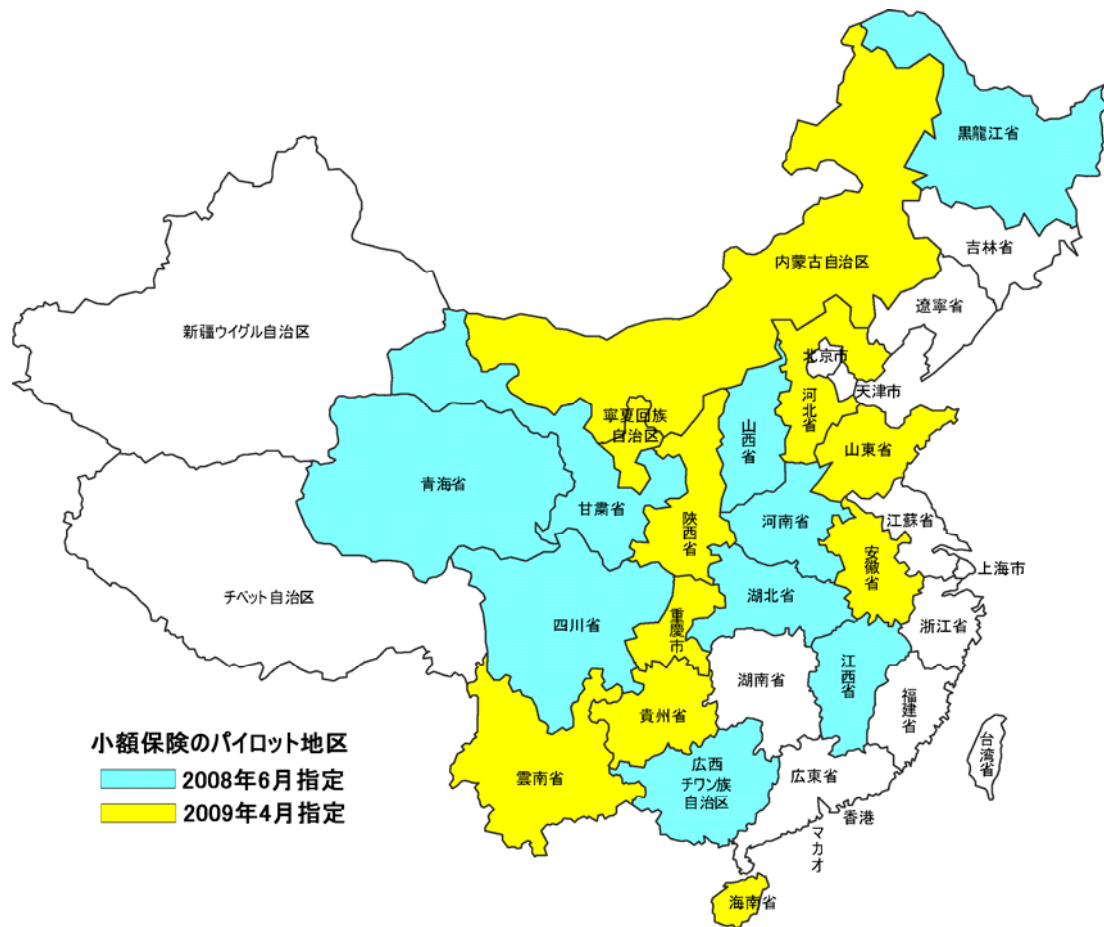
農村地区における末端の行政機関には郷・鎮がある。郷は農業人口が多く、農地・採草放牧地・森林などの地域である。鎮は郷の中で集落をなしている地域であり、非農業人口が多い地域である⁶。さらに、郷・鎮の下に行政を置かない村があり、村民委員会が域内の村民を代表して治めているケースが多い。小額保険を推進する政策では県政府が県内の郷・鎮を選抜し、村民委員会の責任者を通じて加入促進のキャンペーンを展開した。

⁴ CIRC「農村小額人身保険試点方案」保監発[2008]47号

⁵ 2012年12月12日、中国人民大学 農業与農村發展学院 馬九傑教授・常務副所長に対するインタビューによる。

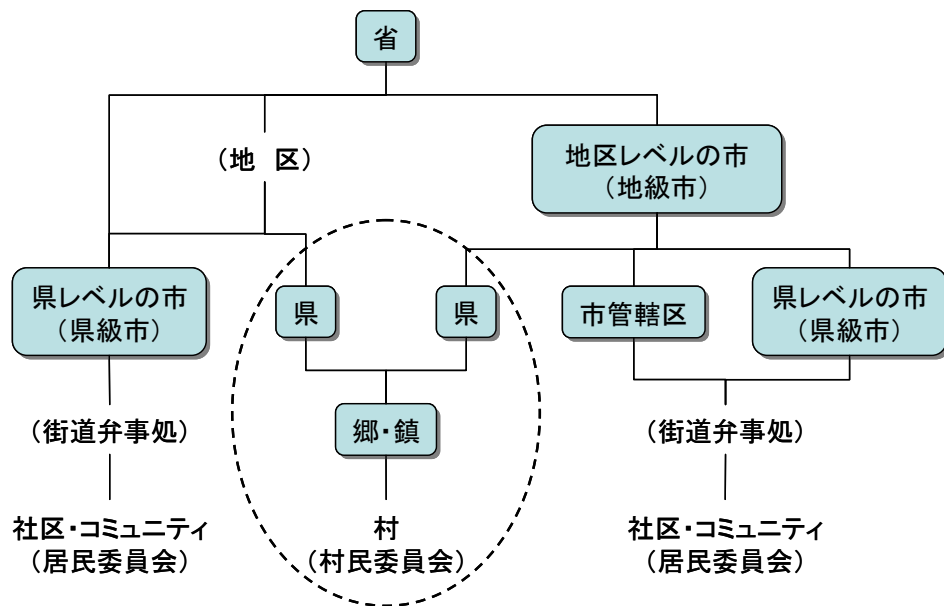
⁶ 中国では1984年11月に鎮を設置する新たな基準を設け、①県レベルの地方国家機関の所在地、②総人口2万以下の郷で郷政府の所在地が非農業人口2千人を超えるところ、③総人口2万人以上の郷で郷政府の所在地の非農業人口が10%以上を占めるところ、④少数民族の居住地、辺境地域、山岳地域、小工業地区、小さな港、景勝観光地、国境地区などで非農業人口が2千人未満でも必要に応じて設置すると定めた。

《図表1》 小額保険（人保険）の施行対象地域



(出典) CIRC 法令より損保ジャパン総研編集

《図表2》 中国の地方行政の階層（省の場合）



※ 村、社区・コミュニティは行政機関を置いていない

(出典) 財団法人自治体国際化協会北京事務所ホームページより編集

2009年4月、CIRCは河北省、内蒙古自治区、安徽省などの10省・自治区を追加し、小額保険を推進するパイロット地区を19省・自治区に広げた（《図表1》参照）⁷。現在では、19省・自治区以外の地域でも小額保険の販売を認可している。

3. 中国が導入した小額保険の定義と特徴

CIRCによると、小額保険の定義は「通常の保険原理と運営に基づき、低所得者が抱えるリスクを対象に、提供される保険の一種」としており、その考え方はIAISの定義⁸、CGAPの定義⁹に沿っている。実施方案の発表の際に行われた記者会見で、CIRCは導入する小額保険と一般的な保険の違いについて述べており、これが中国の小額保険の特徴となっている。その内容は主に低所得者層向けに販売すること、保険料は低廉とすること、免責条項は極力少なくすることなどIAISが指摘するマイクロインシュアランスの特徴を取り入れている。しかし、独自に取り入れた内容もあり、市場秩序の維持を重視した監督および行政による普及促進の政策が特徴となっている。

CIRCが導入した小額保険固有の特徴

- 加入促進のキャンペーンでは農村部を対象にしており、都市部を対象としていない。
- 地方政府による宣伝活動の実施など、政府主導で小額保険加入の呼びかけを行っている。
- 小額保険への参入の条件として、保険会社は小額保険のクレーム・サービス体制を構築し、小額保険の独立した勘定を設けることが必要とされている。
- 小額保険でも販売員の資格が必要であり、最低30時間のトレーニングが必修となっている（一般の資格より難易度は低い）。
- 人保険を対象にしており、保険金額は10,000元～50,000元（約15～74万円）、保険期間は1～5年間としている。
- 居住地が集中しているところ、所属が同じ組織の顧客向けには団体方式での引受を採用している。

（出典）CIRC「中国保監会有関責任人就下発《关于印发〈農村小額人身保險試点方案〉的通知》答記者問」
2008年6月23日より編集

⁷ CIRC「關於進一步擴大農村小額人身保險試点的通知」保監發[2009]59号

⁸ IAISの定義は“Microinsurance is insurance that is accessed by low-income population, provided by a variety of different entities, but run in accordance with generally accepted insurance practices (which should include the Insurance Core Principles).”としており、「重要なのはマイクロインシュアランスの契約上の危険負担は保険の原理に基づくもの」と補記している。

⁹ CGAPの定義はIAISを参考に“Microinsurance could be described as insurance with small benefits and premiums, or as risk-pooling instruments for the protection of poor households”としている（“CGAP Microfinance Consensus Guidelines A GUIDE TO REGULATION AND SUPERVISION OF MICROFINANCE” Robert Peck Christen, Kate Lauer, Timothy R. Lyman and Richard Rosenberg, April 2011）。

4. 小額保険市場の動向

中国の小額保険は、前記の通り 2008 年 6 月からパイロット地区が設けられ、対象地区の範囲を拡大してきた。小額保険の被保険者数（加入者数）は、2008 年の 239 万人（1 人あたりの保険料 17.6 元）から 2009 年の 871 万人（同 26.4 元）、2010 年の 1400 万人（暫定値）へと拡大している¹⁰。保険種目については、傷害保険が凡そとなっており、わずかに定期生命保険があるとされる¹¹。

CIRC の公表をもとにした報道¹²によると、小額保険を提供する保険会社はチャイナライフ社が 2009 年で全体の 92.5%を占めたとされている。農村で展開されている小額保険のほとんどがチャイナライフ社の提供によることから、次章においてはチャイナライフ社の取り組みを紹介する。

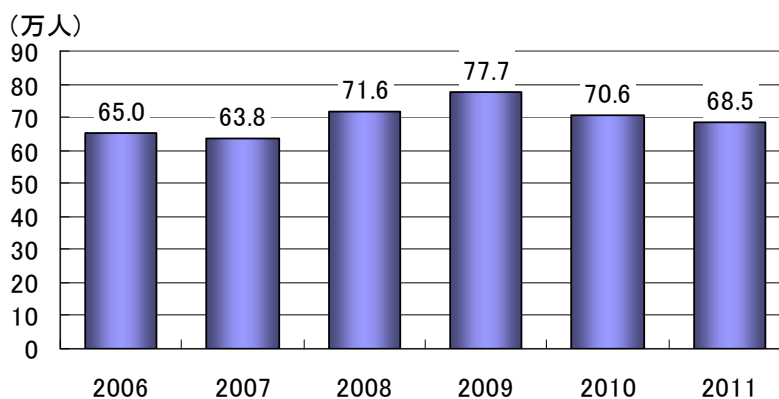
III. チャイナライフ社の小額保険への取り組み

1. 企業概要

チャイナライフ社は、1949 年に設立された国営時代の PICC（中国人民保険公司）を始祖にもつ。生損保兼営を禁止する保険法（1995 年）の施行にともない、PICC は 1996 年に生命保険事業と損害保険事業のそれぞれに分割され、その内の生命保険事業を営む会社がチャイナライフ社となった。さらに 2003 年の持株会社化による企業再編において、本体の生命保険事業が子会社（China Life Insurance Co. Ltd.）となり、ニューヨーク、香港で同時期に上場した。チャイナライフ社の名はこの上場をきっかけに海外で知られるようになり、総資産で中国最大の保険会社となっている。

チャイナライフ社の登録資本金は 2011 年末で 282.6 億元（約 3,500 億円）であり、株式の 68.4%を親会社の China Life Insurance (Group)が保有する国有保険会社である。本社を北京に置き、全国に 36 の中核支店がある¹³。チャイナライフ社は設立当初から全国で営業を行っており、1.8 万の営業店（2011 年末）、68.5 万人の個人代理人（2011 年末）を有している¹⁴。なお、チャイナライフ社の個人代理人は業績の悪い人員を整理したため、2010 年から減少している（《図表 3》参照）¹⁵。

《図表 3》チャイナライフ社の個人代理人数の推移



（出典）中国人寿保险股份有限公司各年度報告

¹⁰ 経済日報「“小”額保険拓展農村“大”市場探索可持續發展」（2011 年 5 月 27 日）

¹¹ 2012 年 1 月 6 日、CIRC 人身保険部からの情報による。

¹² 新浪ニュース「国寿農村小額保険市場份額超九成」（2010 年 8 月 23 日）

¹³ 上海等の直轄市と大連等の計画単列市（政令指定都市）で 9、各省で 22、各自治区で 5 の中核支店がある。

¹⁴ 中国人寿保险股份有限公司ホームページ「公司概要（截止 2011 年 6 月 30 日）」（visited May. 21, 2012）

< http://www.e-chinalife.com/IRchannel/files-fixed/summary_GB_120425.pdf >

¹⁵ 中国人寿保险股份有限公司決算報告「中国人寿保险股份有限公司公布二零一一年中期業績（A 股）」（2011 年 8 月 26 日）

2. チャイナライフ社の農村部の組織と小額保険の取り扱い

(1) 農村部の組織

チャイナライフ社は農村部（県域）で2000年ごろから保険の販売を開始した¹⁶。現在では幅広い販売ネットワークを構築し、2006年における農村部の保険料収入は全体の47.2%、新規契約では全体の42.2%を占めている¹⁷。

チャイナライフ社には農村とかかわる組織として、県域保険部、農村営業サービス部（農村営業サービス部）、保険金支払部（理赔部）の3つがある。

まず、県域保険部は本社（総公司）、農村人口が多い省・自治区の中核支店と傘下の支店に置かれ、農村における保険事業の施策を立て、地方政府と連携して推進していく役割をもっている。農村営業サービス部は省・自治区内の中核支店と傘下の支店に置かれ、県域保険部が立てた施策に従って専ら保険の販売を行う役割を持っている。保険金支払部は中核支店に置かれ、保険金支払の役割を担っている。また、小額保険の保険金支払については、農村での窓口をあらかじめ設けるなどのサービス体制の構築が義務付けられている¹⁸。

(2) 小額保険の販売動向

チャイナライフ社における小額保険の販売は、2011年で被保険者数が1,996万人、保険料収入が10.6億元となった（《図表4》参照）。1人当たりの保険料では2008年の17元から2011年は53元と大幅に増加した。チャイナライフ社が小額保険を販売する省・自治区の数は、パイロット地区の導入当初は9省・自治区であったが、2009年には19省・自治区に拡大し、2010年末では24省・自治区に拡大している¹⁹。チャイナライフ社県域保険部の実務者によると、ほとんどが傷害保険であり、定期生命保険が1%程度とされている²⁰。

《図表4》 チャイナライフ社の小額保険被保険者数の推移

	被保険者数 (万人)	保険料収入 (億元)	小額保険を販売する 省・自治区数
2008年	238	0.4	9
2009年	816	2.0	19
2010年	1,380	5.3	24
2011年	1,996	10.6	24

(出典) チャイナライフ社各年年報、中国保険報より編集

¹⁶ 前掲注5

¹⁷ 王同朝 中国人寿保险股份有限公司県域保険部総経理「県域人身保険業務発展概況」(2007年11月28日)

¹⁸ 2012年2月9日、チャイナライフ社江蘇省常州支店でのインタビューによる。

¹⁹ CIRC 行政許可結果公布「關於中国人寿保险股份有限公司增加農村小額人身保險試点省(区)的批復」保監寿險[2010]1480号。5省・自治区は江蘇、浙江、湖南、新疆ウイグル、チベット。

²⁰ 前掲注18

3. 農村における小額保険の販売モデル

チャイナライフ社が2009年7月に行った小額保険に関する記者会見²¹では、自社の販売モデルを紹介している。同社が採用している販売モデルは4つあり、それぞれ「全村一括保険（全村統一承保）モデル」、「共同推進モデル」、「クレジット保険1+1モデル」、「小型団体保険モデル」としている。

それぞれの販売モデルのウェイトは、「全村一括保険モデル」が全体の約90%であり、その他は合わせて約10%とされている（被保険者数ベース）。チャイナライフ社によると、各地域で採用する販売モデルはそれぞれの人口と年齢構成によって決めていくとしており、販売する保険種目は各支店の県域保険部が決定している。なお、同一地域内で複数の販売モデルを提供することがある²²。

チャイナライフ社が採用するそれぞれの販売モデルの内容は、次の通りである。

(1) 全村一括保険モデル

全村一括保険モデルは全村の住民を対象に団体保険を引き受ける形態であり、「1保険証券全村引受け（一張保單保全村）」と呼ばれる。その手法は村民委員会が農村住民向けの宣伝活動を行い、農村住民の加入意向の割合が一定の水準に達した段階で、村民委員会が団体保険を契約することである。この場合の取引形態は、契約者は村民委員会（村の自治組織）、被保険者は農村住民個人となっている。

農村地帯への営業は山間狭隘な土地を訪問するため、時間とコストがかかっていたが、チャイナライフ社はこの販売モデルを通じ、村民委員会と団体契約を行うことで、販売コストの引下げを可能にしたとしている。この販売が成立する背景には社会主義特有の政策動員があり、これを後押しする政府の積極的な支援がある。チャイナライフ社によると、小額保険のパイロット地区では地方政府のトップが進発式（啓動会）や座談会に参加するケースがあり、チャイナライフ社は記者会見でその支援の程度が「空前」のものであったと表現している。

小額保険を推進する指示の流れとして、まずパイロット地区の省政府が公文書「紅頭文件²³」（《図表5》参照）で通達を出し、省内各地に小額保険を推進していく役割を割り当てる。同様に市政府、県政府も「紅頭文件」で通達を出し、末端の郷・鎮に伝えられる。「紅頭文件」を受けた郷・鎮の政府は村民委員会、保険会社と共同で推進していくが、村民委員会はあくまでも全村一括保険の契約者としての立場で動き、その費用は公費でまかなわれている（《BOX1》参照）²⁴。

《図表5》小額保険の導入の実施を指示する紅頭文件
（四川省石台县人民政府）



²¹ チャイナライフ社プレスリリース「中国人寿開展農村小額保險試點工作答記者問文」（2009年7月14日）

²² 前掲注18

²³ 中国の行政が交付する通達には行政府名が入った赤い文字のヘッダーを使い、公的な文書であることを示していることから「紅頭文件」といわれる。

²⁴ 前掲注18

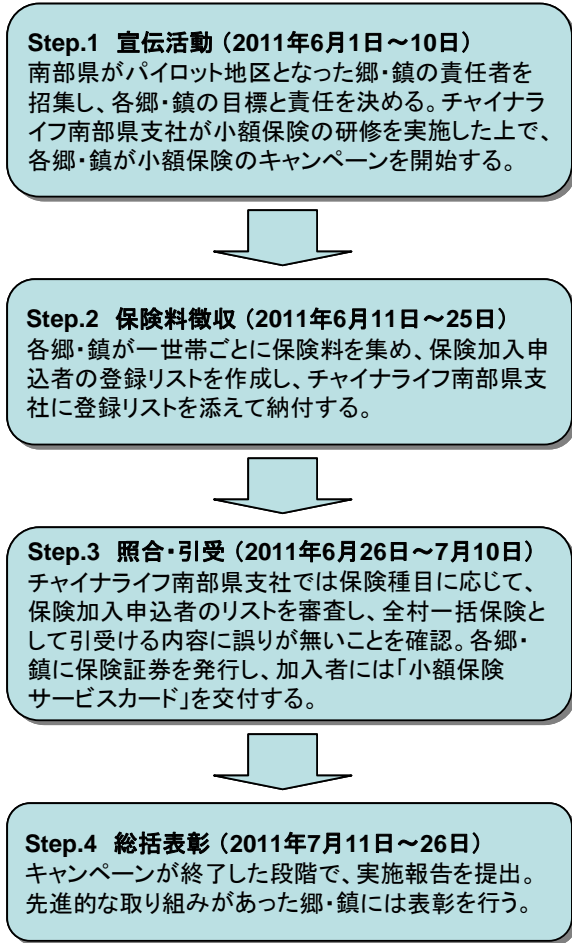
《BOX 1》パイロット地区でのキャンペーン展開事例

ここで取り上げる南部県は四川盆地の北部、長江に注ぐ嘉陵江の中流に位置し、人口 130 万人（内、農業人口 118 万人）の農村地帯である。パイロット地区に指定された四川省南部県では、2011 年 6 月に小額保険の加入を促進する政策を開始し、県内の 78 ある郷・鎮の内、13 ヶ所で小額保険の販売キャンペーンを開始し、右のような流れで進められた。

このキャンペーンの組織的な展開として、南部県の通達では県政府が業務指導グループ（工作領導小組）を設立し、各郷・鎮長を業務指導グループの長（組長）に任命する。引受保険会社はチャイナライフ社、販売する保険商品は団体傷害保険と団体生命保険（いずれも保険期間は 1 年間）、農村住民の自主的な加入を原則とする旨が記載されている。

今回のキャンペーンは、2010 年 10 月に続いて 2 回目となる。前回は 4 郷・鎮で実施され、被保険者数は全人口の 42% にあたる 2.4 万人に達したとされる（今回の被保険者数は未発表）。

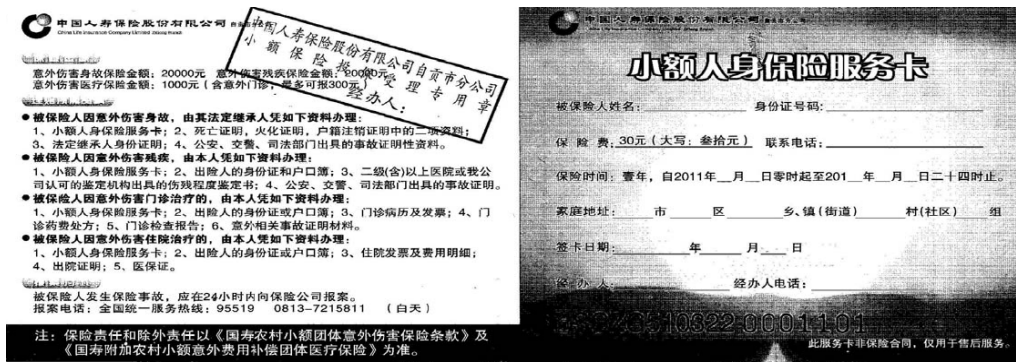
南部県の第2回小額保険キャンペーン実施の手順



(出典) 「南部県第二批農村小額人身保険試点工作实施方案」より編集

全村一括保険の契約が成立すると、チャイナライフ社は契約者である村民委員会宛に保険証券を発行する。さらに、2009 年からは、被保険者に小額保険専用の二枚折りカード「小額保険サービスカード」を交付するようになった（《図表 6》参照）。

《図表6》 チャイナライフ社が発行する小額保険サービスカード



(出典) チャイナライフ社四川省自貢市支店ホームページ

《図表6》の小額保険サービスカードは、表紙表（右面）は被保険者名、身分証²⁵番号、保険期間、住所などを記載するようになっている（保険料30元と印刷）。表紙裏（左面）は保険金額、保険金請求に必要な書類、保険金請求の連絡先などが記載されており、チャイナライフ社担当者名を入れるスタンプ枠が押される（記載内容は《図表7》）。

《図表7》 チャイナライフ社の小額保険サービスカード（傷害保険）に記載されている内容

	死亡	後遺障害	医療
保険金額 (最高額)	20,000 元	20,000 元	1000 元(外来診療:上限 300 元)
保険金請求 で用意する 書類	1. 小額保険サービスカード 2. 死亡証明、火葬証明、戸籍 登録抹消証明のいずれか 2つ 3. 法定相続人の身分証 4. 警察、交通巡査、司法部門 が発行した事故証明	1. 小額保険サービスカード 2. 身分証・戸籍謄本 3. 2 級以上の病院またはチャ イナライフ社が認める鑑定 機関の後遺障害証明書 4. 警察、交通巡査、司法部門 が発行した事故証明	1. 小額保険サービスカード 2. 身分証・戸籍謄本 3. 入院費用領収書・明細(外 来は診察証明および領収 書、薬処方箋) 4. 退院証明 5. 医療証明 (外来は診察検査報告また は関連の事故証明)
保険期間	1 年間		
支払回数	一括払い		
事故報告の 時期と方法	被保険者の事故発生から 24 時間以内に保険会社へ報告 受付窓口電話・ホットライン (日中のみ)		

(出典) チャイナライフ社四川省自貢市支店ホームページ

²⁵ 「中華人民共和国居民身份证条例（1985年9月公布）」により、公安局が国内（除く香港、マカオ）に居住する16歳以上の公民（除く現役解放軍軍人、武装警察、受刑者）に対し発行。

全村一括保険における保険料負担は、同じ省・自治区内でも村によって、その方法が異なっている。チャイナライフ社は3通りのケースがあるとしており、①「村民が全額負担するケース」、②「村民委員会が郷・鎮の財政拠出などを利用して、村民のために負担するケース」、③「①と②のそれぞれの組み合わせで負担するケース」である。

前記のチャイナライフ社の記者会見では、不完全な統計であると断りながらも、山西省で引受けた全村一括保険の約半分が①の村民の全額負担であったと発表している（《図表8》参照）。村民が全額負担したケースでは、地方政府の支援を受けて村民委員会が戸別に訪問し、一定の村民の同意を元に全村一括保険の契約を実現した例があるとしている。また、③のそれぞれの組み合わせで負担する例として1人当たりの年間保険料20元の内、村民委員会が4元（20%）、保険会社の割引が4元（20%）、村民の自己負担が12元（60%）としたケースを紹介している（山西省の晋中市の例）。

チャイナライフ社は全村一括保険を契約した村に対し、「保険先進村」の褒賞を与えており、2010年末で同社が授与した村は3.9万カ所になり、全国の村の6.6%を占めた²⁶。なお、《図表8》にある「村の成功者による寄付」は、後記の「小型団体保険モデル」を指す。

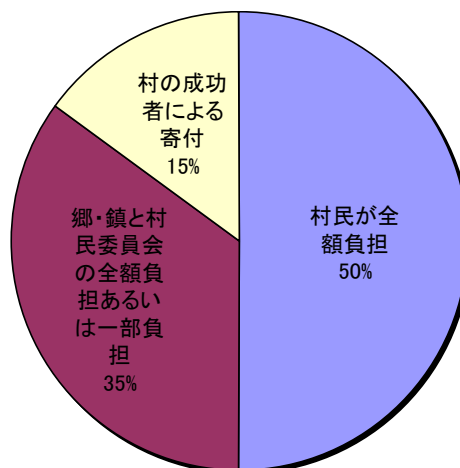
（2） 共同推進モデル

共同推進モデルは、農村の公的医療保険である新型農村合作医療保険制度（新農合）の上乗せ（補完）となる小額保険の販売を新農合管理委員会と共同で推進するモデルである。

旧来、農村には「合作医療制度」といわれる公的医療保険があったが、1980年代の前半、人民公社の解体によりこの制度が崩壊し、その後、20年近く、農村では公的な医療保障がない状態となっていた。中国政府は2002年に「新型農村合作医療保険制度」の導入を決定し、任意加入の原則で農村住民個人の負担と中央・地方財政の拠出で、地域ごとに制度を設立するよう地方政府に指示した。2010年末で新農合を導入した行政数は2,678、被保険者数は8.4億人（加入率96.0%）となり、8年の歳月を経て、すべての農村住民に医療保障を提供する目標が基本的に達成されようとしている。しかし、新農合は入院費のみの給付から外来診療までをカバーする給付まで地域によって格差があり、異郷（異地）での医療費は給付対象とならないなど地域間で分断された制度となっている。

チャイナライフ社は公的医療制度の徴収システムを有する新農合管理委員会を活用して、小額保険の販売を一部の地域で行っている。このモデルは湖北省、広西チワン族自治区などの中核支店で採用され

《図表8》 山西省でチャイナライフが引受けた団体保険の保険料負担方法



（出典）チャイナライフ社記者会見 2009年7月14日

²⁶ 人民日報「殊途同帰「保険村」」（2011年12月28日）

ており、新農合管理委員会は代理人としての役割でなく、公益事業としてチャイナライフ社を支援していく形態をとっている。このモデルによって、農村住民に基本的な医療保障を提供する新農合の上乗せとして、傷害保険の保障を提供することができる。

(3) クレジット保険 1+1 (信貸保険 1+1) モデル

これは農村の金融機関である中国農業銀行や農村信用社と組んで、小額信貸（マイクロクレジット）を利用する人に傷害・定期生命保険を販売するモデルであり、「1+1」とは小額信貸と小額保険の2つを指している。チャイナライフ社に限らず、多くの保険会社が小額信貸と組み合わせたモデルを手がけているが、他社は主に都市部での販売が中心となっている。

小額信貸に対応した小額保険では期間1年以内の契約が多く、例えば傷害保険の年間保険料は1万円の補償額に対し33元となっている²⁷。このモデルでは金融機関が兼業代理店となり、保険会社から手数料を受け取る（手数料率は15～20%）。また、保険料は貸付金から控除される仕組みとなっている。

(4) 小型団体保険モデル

これは村の成功者の寄付（保険料の負担）による保険を指し、小規模の団体保険を引受けるモデルである。また、このモデルを採用している地域は、村民委員会がないため、前記の全村一括保険モデルを採用することができない村である²⁸。郷土に貢献するため、村の有力者、企業家などが私財を投じ、村民に代わって保険料を拠出するケースである。これは1%の富裕層が富の41%を独占しているという中国の社会事情があり²⁹、農村においても少数の富裕層が存在していることを示している。

また、このモデルでは前記のように村民委員会がないため、個人代理人が仲介することが多い。

(5) その他のモデル

前記の4つの販売モデルのほかに、チャイナライフ社は「純商業運営モデル」を採用しているとする専門家の指摘がある³⁰。これはチャイナライフ社が地方政府等の組織に頼らず、農村部（県域）で展開する自社の個人代理人を通じて販売するケースである。チャイナライフ社自身はモデルとして列記していないものの、同社の個人代理人数が相当規模の勢力であることから、本稿ではその他のモデルとして取り上げる。

チャイナライフ社は2006年末で農村部（県域）に40万人の個人代理人（チャイナライフ社全体の61.5%）がおり、その内、27万人が村に駐在しているとされる³¹。彼らの職種は、電気工、貯蓄の集金人（協働員）、医者、教師、村の幹部（非公務員）、郷・鎮政府の退職者などである。専門家によると、チャイナライフ社の個人代理人はインドのTataAIGが採用したCRIG（Community Rural Insurance

²⁷ CIRC プレスリリース「宁夏農戸小額信貸保険的調研報告」（2008年2月29日）

²⁸ 呉海波「農村小額保険銷售模式比較探析」（中国保険学会、2011年7月29日）

²⁹ 北京大学の夏業良教授の試算による（クーリエ9月号「特集：中国人はここまで『豊か』になっていた」）。

³⁰ 梁濤主編・方力副主編「農村小額人身保険」（中国財政經濟出版社、2008年1月）p.193

³¹ 前掲注17

Groups) のモデル³²に類似しているとされる³³。チャイナライフ社によると、個人代理人の手数料率は商品により異なるが、15%程度とされている³⁴。

IV. 小額保険を販売するその他の保険会社

1. 認可を取得している保険会社

農村に幅広いネットワークを持つチャイナライフ社が政府の積極的な支援を受けて先行しているのに対し、これに追随する保険会社は市場シェアが数%程度と極めて限られたものになっている。CIRC の通達によると、小額保険を提供する保険会社として 10 社が認可されており、生命保険会社が 7 社、損害保険会社が 3 社である（《図表 9》参照）。しかし、そのほとんどが農村に販売ネットワークを持たないため、小額保険の提供はいまのところ都市部が中心となっている。

《図表 9》 小額保険の営業認可を取得した保険会社

保険会社名	種別	CIRC 認可年月	営業認可 省市自治区数	認可種目
チャイナライフ (中国人寿)	生保	2008 年 9 月	24	定期生命保険、団体定期生命保険、傷害保険、小額交通傷害保険、団体傷害保険、信用生命保険、信用傷害保険
太平洋人寿	生保	2008 年 9 月	23	傷害保険、信用傷害保険、団体定期生命保険
泰康人寿	生保	2008 年 9 月	7	傷害保険、信用傷害保険
新華人寿	生保	2008 年 11 月	9	積立傷害保険、信用傷害保険、母子生命保険 (定期型)
平安養老	生保	2009 年 3 月	9	傷害保険
チャイナポストライフ (中郵人寿)	生保	2010 年 3 月	5	定期生命保険、職工傷害保険、信用傷害保険
PICC Life (中国人民人寿)	生保	2010 年 6 月	17	信用傷害保険、傷害保険
大地財産	損保	2010 年 9 月	—	信用傷害保険
陽光財産	損保	2010 年 11 月	—	信用総合保険 (傷害、損害、信用保証)
太平洋財産	損保	2011 年 11 月	—	信用傷害保険

※ 中国では損害保険会社でも保険期間 1 年以内であれば、傷害保険の販売が認められている。取り扱う商品は金融機関を通じて販売する小額信貨向けの商品が中心となっている。

※ 営業認可省市自治区数は、生保は CIRC 人身保険部からの認可を受け、認可の際に指定された地域の数を指す。損保は財産保険部からの認可を受け、認可の際に地域の指定は行われない。

(出典) CIRC 業務認可 (審批) 通達、太平洋財産保険社ホームページより編集

³² The MicroInsurance Centre, LLC “The Landscape of Microinsurance in the World’s 100 Poorest Countries” (April 2007), p86.

³³ 前掲注 30

³⁴ 前掲注 18

2. チャイナポストライフ社の参入と農村への展開

現在、認可されている保険会社の中で、最も有力視されているのは2009年9月に設立されたチャイナポストライフ社（中郵人寿）である。2011年11月現在、チャイナポストライフ社は12省市でしか営業認可を取得していないが、徐々に営業認可地域が拡大すれば、親会社の中国郵政集团公司の郵便局ネットワークを活かすことができるようになる。農村には「三農服务站」という農村向けサービスステーションが展開されており、郵便窓口業務のほか、一部の店舗では保険代理業、保険金の代行支払まで行っている³⁵ことから、このチャネルの利用が期待できる。

チャイナポストライフ社の戦略は、支店開設と同時に最初から農村をターゲットにすることである。例えば2010年2月の四川省支店設置の際には、省内の農村部に近い支店の開設を同時に申請し、支店と支社の同時開設が初めて認められた。また、開設にともなう報道では、チャイナポストライフ社は四川省内の5,000の郵便局ネットワークを通じて小額保険の販売を展開することが報じられている³⁶。代表的な商品に、職工傷害保険、信用傷害保険があり、いずれも郵便局ネットワークで取り扱っており、前者は農村からの出稼ぎ労働者を、後者は郵政貯蓄銀行が提供する小額信貸の利用者をターゲットにしている（《図表10》参照）。

《図表10》 チャイナポストライフ社の小額傷害保険商品

商品名	小額職工傷害保険	小額信用傷害保険
保険期間	1年間	1～12ヶ月間
加入年齢	18歳以上、50歳以下	18歳以上、65歳以下
保険金額	最低1万元～最高5万元	
料率	0.5%	12ヶ月2.2%
支払回数	一括払い	
保険責任の範囲	保険期間内に被った傷害による事故発生から180日以内の死亡・後遺障害などを補償。	
その他	出稼ぎ労働者向け商品。被保険者の直系親族（父母、子女、配偶者に限る）の事故による傷害も対象となり、見舞金（保険金の20%）が支払われる。	小額信貸と保険を組み合わせた商品で、借入人が契約者となる。

（出典）チャイナポストライフ社ホームページより編集

農村からの出稼ぎ労働者（農民工）は2010年末で2.3億人に達し、その内、1.5億人が都市に流入している³⁷。中国では、出稼ぎ労働者を都市建設の重要な担い手として位置づけており、都市への移住を一定の範囲で認めている。しかし、前記のとおり公的医療保険が地域で分断されており、出身地以外の

³⁵ 山東省農業庁プレスリリース「山東郵政将建成4万个规范化“三農服务站”」（2007年3月2日）

³⁶ 成都晩報「中郵人寿入川主打小額保険」（2010年2月6日）

³⁷ 中国人力資源資源市場信息監測中心「2010年度部分城市公共就業服務市場供求狀況分析」（2011年2月11日）

大都市などで医療保障が受けられないことが出稼ぎ労働者の切実な問題になっている。小額職工傷害保険は、こうした農村からの出稼ぎ労働者の不安を解消することに資するものである。

郵政貯蓄銀行は2010年末で全国に3.7万ヶ所の営業店があり、主として郵便局内に設置されている。チャイナポストライフ社が四川省で始めた小額信用傷害保険の販売は、郵政貯蓄銀行の小額信託と組み合わせ販売するモデルが採用されており、チャイナライフ社のクレジット保険1+1モデルと同じ形態になっている。

同業のチャイナライフ社はチャイナポストライフ社の小額保険の参入について、「郵便局ネットワークのチャンネルに強みを持っている」と評価しており、自社の農村における小額保険の事業に影響するとしながらも、その影響は小さいとしている。その理由として、農村住民は保険に対するリテラシーが低く、農村市場の開拓には教育も含め政府との共同推進が欠かせないからだとしている³⁸。

V. 小額保険の現状と課題

1. 小額保険の現状

小額保険の導入から3年が経過した2011年には、政府の積極的な支援もあって被保険者数は2,000万人に達している。農村市場への浸透では、チャイナライフ社が先行しており、小額保険市場全体の9割を超えている。チャイナライフ社が小額保険で成功している要因として、①コストの抑制、②簡素化した商品の提供、③保険教育の推進がある。

①について、チャイナライフ社は村民委員会、新農合管理委員会を通じて団体契約を提供することでコストの抑制を可能にしたとしており、他国においてNGOや地域に根ざした組織を活用している点³⁹と共通した手法をとっている。②は実施案施行の際にCIRCが免責を極力少なくし、わかりやすい約款にすることを保険各社に求めたことにある。その結果、チャイナライフ社の全村一括保険にみられるように、期間1年の傷害保険という画一的な商品が市場に投入されている。③は政府との共同推進で村民委員会などを動員させる方法で農村住民の保険への加入を促しており、中国では地域社会で展開する保険教育が有効な施策になっている。また、これらの費用は保険会社が負担することなく、財政でまかなわれていることは、他国にみられない中国独自の形態として特筆すべきであろう。チャイナライフ社はこうした政府の支援を元に農村住民に対する保険リテラシーの向上を図り、今後も農村への営業展開を続けていくとしている。

2. 小額保険の普及に向けた課題

小額保険の被保険者数は、政策動員によって急速に増えた。しかし、世帯あたり年収4,000元以下の低所得者層(35.0%)が2.3億人とすれば、既に小額保険に加入した人(2,000万人)を除いても、未加入者はなお2.1億人いることになる(2010年)。こうした潜在的な規模が大きいことから、チャイナ

³⁸ 前掲注18

³⁹ 前掲注1、「損保ジャパン総研レポート」Vol.59 p.15

ライフ社に限らず、他の保険会社が参入する余地は大きいといえる。

チャイナライフ社を追う保険会社のうち、郵便局ネットワークを持つチャイナポストライフ社が有望とされている。しかし、小額保険の普及を阻む課題もあり、保険契約者からみた課題と保険会社からみた課題に分けて取上げる。

(1) 保険契約者からみた課題

保険契約者からみた主な課題としては、①小額保険の商品数が少ないこと、②契約者の利益保護が不十分であることが指摘されている。

①の小額保険の商品数が少ないことは、CIRC 人身保険部が指摘するように、小額保険市場のほとんどが期間 1 年の傷害保険に限られており、わずかに定期生命保険があるだけとされる⁴⁰。保険会社は小額保険商品の認可をそろえてはいるが、実際に販売されている商品はその一部となっている。保険業界紙では商品の種類が単一であるとして、「農村の小額保険は市場のいろいろなニーズを満足させ、商品をより細分化した設計が求められている」とした⁴¹。

②の契約者の利益保護が不十分であることは、CIRC の実施方案の内容が小額保険の基本的な考え方、保険会社に対する資格審査など、初歩的な枠組みにとどまっていることである。北京航空航天大学法学院・任自力副教授によると、中国保険法で定められている契約者の権利と保険者の義務は、小額保険にもそのまま適用されるが、販売組織形態の法的な地位、保険代理については小額保険に適用する規定がないとしている。これは、小額保険が村民委員会、新農合管理委員会などによる加入促進を主としており、通常の販売形態と異なっていることにある。任副教授は「小額保険の健全な発展のために小額保険の販売基準を定め、低所得者層の利益を保護する仕組みが必要である」としている⁴²。

(2) 保険会社からみた課題

保険会社からみた課題は、①小額保険の継続的な加入、②販売コスト引下げがある。

①の小額保険の継続的な加入については、全村一括保険のように一定の村民の了承を取り付けることによって急速に普及させることができるが、2 年目以降、村民の支持を失い、継続率が一気に下がるという弱点があるということである⁴³。チャイナライフ社山西支店の責任者によると、山西省における 2009 年の継続率は 63% であり、2010 年の契約更改は保険金の支払状況を見てからという意向が多かったとのことであった⁴⁴。また、経済日報は 2011 年 5 月に全国の継続率は 70~80% と報じている⁴⁵が、継続率については引き続き注視していく必要がある。

②の販売コスト引き下げについて、経済日報は「小額保険の損害率が 65% 以下、保険会社の費用が約

⁴⁰ 前掲注 11

⁴¹ 中国保険報「農村小額保険多方参与的経営模式」(2011 年 7 月 22 日)

⁴² 任自力 北京航空航天大学法学院 副教授「論中国小額保険法律制度的完善」(2011 年 11 月 4 日)

⁴³ 栗楡、李璟、李池威「我国農村小額人身保険運行回顧与評価」(保険研究、2010 年第 12 期)

⁴⁴ 金融時報「小額保険試点開局良好 “可持續”仍是待解難題」(2009 年 12 月 30 日)

⁴⁵ 前掲注 10

35%なので、若干の剰余金となっている⁴⁶⁾としているが、チャイナライフ社は「農村への参入当初はコストがかかり、農村で展開する営業コストは保険会社にとって避けて通れない関門となっている⁴⁷⁾」と指摘している。また、海外の例では小額保険を導入した当初は、低所得者層が保険になじんでおらず、保険金の請求をしないため、損害率が低くなるケースがあるという指摘がある。低所得者層が徐々に保険に慣れてくることによって保険金の請求をするようになり、これにつれて損害率が上昇する傾向にあるとされる⁴⁸⁾。

中国は小額保険の導入からまだ3年しか経っておらず、今後、損害率の変化に注意を払い、必要に応じて保険料を見直していくことも念頭におく必要がある。

VI. まとめ

中国は都市と農村の格差を是正するため、農村の貧困を解消するなど和諧社会の実現に向け総力をあげて取り組んでいる。CIRCはこの国策に対応し、農村住民の生活を守るリスク移転の手段として小額保険の導入を進めてきた。その結果、導入からわずか3年で2,000万人が保険とのかかわりを持ち始めており、空白であった農村の地域にも保険市場が形成されつつある。

CIRCが農村市場を調査した当時(2007年)、農村の低所得者層(年収4,000元以下の世帯)は55.7%を占めていたが、2010年にはこれが35.0%まで減少している。「農村部において所得の底上げ効果が期待され、被保険者の増加傾向は今後も続く」とする見方から、農村の小額保険をてがける保険会社が投資対象としても注目されている⁴⁹⁾。2億人を超える農村の潜在市場で、小額保険の提供を通じ保険の必要性が認識されることによって、所得の向上とともに農村が大きな保険市場として成長していくことが期待される。

⁴⁶⁾ 前掲注10

⁴⁷⁾ 前掲注18

⁴⁸⁾ Zahir Sharif, "Microinsurance – Building a Sustainable Model", Chartis Insurance Indonesia, July 2011.

⁴⁹⁾ 内藤証券「保険業界 ～潜在的需要の大きさに注目～」(2011年6月24日)

《BOX 2》中華全国総工会による都市労働者向けの保険の提供

MicroInsurance Centre (MIC) が 2007 年に発表した「The Landscape of Microinsurance in the World's 100 Poorest Countries」によると、CIRC による小額保険の導入以前から中華全国総工会（全国総工会）がマイクロインシュアランスを提供しているとされる。工会とは労働組合の意味で、全国総工会は中華人民共和国工会（組合）法によって指定された全国組織であり、各省・自治区・直轄市などで地方総工会が設置されている。また、地方総工会は産業別組織と地方組織とにわかれ、これらをあわせた労働組合は約 185 万、労働者数は約 2.3 億人になる。MIC では全国総工会が世界最大のマイクロインシュアランスの提供者となっており、被保険者数をベースに全世界の 36% を占めていると報告されている。

中国では全国総工会が提供する保険は公的保険と位置づけられおり、被保険者は都市労働者が対象となっている。2006 年頃から全国総工会は都市へ出稼ぎに来る農村の労働者にも組合の加入を認め、傘下の職工互助互済会を通じて出稼ぎ労働者向けにも保険の提供を開始した。出稼ぎ労働者の被保険者数は 2007 年 7 月末で傷害保険が 3,207 万人、医療保険が 2,733 万人であり、加入率がそれぞれ 26.7%、22.8% となっている⁵⁰。全国総工会が提供する枠組みは互助共済制度にあり、出稼ぎを含む都市労働者向けに職場ごと（一定規模以上の企業は強制）に引受けるものである。中国の学者、保険会社の実務者の見方では、総工会が提供する保険は低保険料、低給付の基準で海外のマイクロインシュアランスに類似しているとしている。

※ 文中の為替レート（年平均）は 2010 年:1 元=12.94 円、2009 年:1 元=13.70 円、2008 年:1 元=14.83 円、2007 年:1 元=15.47 円、2000 年:1 元=13.00 円で計算。

⁵⁰ 新華社「孫春蘭代表：我国半数以上農民工参加工会」（2007 年 10 月 18 日）

株式会社 損保ジャパン総合研究所

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町 1-2-3 損保ジャパン神田淡路町ビル 4 階

TEL 03(5256)8170 FAX 03(5256)8177

URL <http://www.sj-ri.co.jp> E-mail webmaster@sj-ri.co.jp